

○東京新聞

厚労省 年金支給額0.3%下げ 12年度4月分から 2012年1月27日 夕刊

2012年度以降の年金額の変化

	国民年金 (月額)	厚生年金 (月額)
現在(11年度)	6万5741円	23万1648円
12年4月～ (▲0.3%)	6万5541円 (▲200円)	23万 940円 (▲708円)
12年10月～ (▲1.2%)	6万4941円 (▲800円)	22万8823円 (▲2825円)
13年度 (▲2%)	6万4400円 (▲1341円)	22万6925円 (▲4723円)
14年度 (▲2.8%)	6万3866円 (▲1875円)	22万5040円 (▲6608円)

※()内は11年度比。▲はマイナス。13、14年度の年金額は物価・賃金の変動しないと仮定。国民年金は満額受給の1人分、厚生年金はモデル世帯の夫婦の2人分

厚生労働省は二十七日、二〇一二年度の年金支給額について、物価下落に伴い0.3%引き下げを正式に決めた。政令を改正し四月分(支払いは六月)から実施する。支給減額は二年連続。

現在、国民年金を満額の六万五千七百四十一円受給している人は二百円減って六万五千五百四十一円に。夫婦で厚生年金を二十三万一千六百四十八円受給している標準的な世帯では七百八円減の二十三万九百四十円となる。

加えて十月分からは、本来より支給が2.5%高い「特例水準」を解消するため、さらに0.9%減額する方針で、厚労省は近く関連法案を通常国会に提出する。法案が成立すれば、十月分から来年三月分の引き下げ幅は計1.2%に広がる。

その場合、支給月額が国民年金(満額の場合)で六万四千九百四十一円と一一年度比八百円減、厚生年金(標準世帯)は二十二万八千八百二十三円で同二千八百二十五円減。特例解消による減額は一三、一四年度にも0.8%ずつ実施する見通し。

国民年金の保険料もデフレを反映して四十円引き下げ、四月から一万四千九百八十円と決まった。引き下げは二年連続。

また、ひとり親家庭に対する「児童扶養手当」や障害児家庭向けの「特別児童扶養手当」、被爆者が対象の「健康管理手当」など福祉関連手当の支給額も、1.7%高い特例水準で支給されている。物価に連動し四月分から0.3%引き下げ、関連法案が成立すれば十月分以降さらに0.6%下げる。来年三月分までの半年間は計0.9%減額となる。

○朝日新聞

年金、6月支給分から0.3%減額 物価指数下落を受け

厚生労働省は27日、国民年金や厚生年金など公的年金の支給額を4月分(6月支給)から0.3%引き下げると発表した。消費者物価指数の昨年の下落幅が固まったのを受け、年金額を調整する。引き下げは2年連

続。これと別に、過去の物価下落時に据え置かれた分も3年かけて引き下げる方針で、今国会で関連法案が成立すれば10月分から実施する。

公的年金には、毎年の物価の上昇や下落に合わせて、翌年度の支給額を増減させる仕組みがある。総務省が27日公表した2011年平均の全国消費者物価指数(生鮮食品を含む総合指数)は、前年比マイナス0.3%。これを受けて12年度は、国民年金(満額で月6万5741円)の人の場合は月200円、厚生年金の専業主婦のいる標準的な世帯(月23万1648円)の人の場合は月708円の減額となる。

また、政府は過去の物価下落時に特例的に据え置いた年金額を本来の水準に戻すための関連法案を通常国会に提出する予定。成立すれば、10月分(12月支給)からさらに0.9%引き下げられる。

一方、12年度の国民年金の保険料は、近年の物価や賃金の下落を反映して11年度より40円引き下げられ、月1万4980円になる。(稲垣大志郎)

○毎日新聞

年金：支給0.3%減額...6月から 2年連続引き下げ

厚生労働省は27日、物価下落を受け、12年度の公的年金支給額を今年度より0.3%引き下げると発表した。引き下げは2年連続。国民年金は保険料を40年間払い続けた満額で月額6万5541円(200円減)、平均的な収入のサラリーマンだった夫と専業主婦の標準世帯で同23万940円(708円減)となる。4月分が支給される6月から引き下げられる。

年金支給額は物価変動に応じて決まる。総務省が同日公表した11年平均の全国消費者物価指数(生鮮食料品含む)が99.7となり10年(100)から0.3%下がった。

12年10月には、特例的に本来より2.5%高い現在の年金水準を段階的に解消するため、さらに0.9%減となる。国民年金は月額600円、モデル世帯の厚生年金は同2117円それぞれ引き下げる。

一方、国民年金の保険料は、前々年の物価や賃金などで決まる。12年度の保険料(月額)は今年度より40円引き下げ、1万4980円となる。【鈴木直】

毎日新聞 2012年1月27日 11時35分(最終更新 1月27日 13時02分)

○日経新聞

年金額0.3%下げ 12年度、物価下落を反映 2012/1/27 12:22

厚生労働省は27日、2012年度の年金額を0.3%引き下げると発表した。物価下落を年金額に反映するため。国民年金を満額で受け取っている人は11年度と比べ200円減の6万5541円となる。厚生年金を受け取る標準世帯(夫が平均的な給与で40年働き、妻が専業主婦)では708円減の23万940円となる。4月分の年金は6月に支払われる。

さらに、10月分からは特例で2.5%高くなっている年金額の水準を0.9%引き下げる予定だ。これは、過去の物価下落時に年金額を据え置いたことで生じている。政府は特例で高くなっている年金の水準を

引き下げるための法案を近く国会に提出する。

法案が成立すれば、10月分から来年3月分の年金額は11年度に比べ1.2%減になる。国民年金で11年度比800円減の6万4941円、厚生年金の標準世帯で、2825円減の22万8823円となる。13年度と14年度はそれぞれ0.8%ずつ減額する。

12年度の国民年金保険料もデフレの影響で下がる。月額1万4980円で、11年度より40円下がる。

年金と同様に、物価に連動して支給する児童扶養手当や障害者に対する給付なども下がる。母子家庭や父子家庭の子どもに対する児童扶養手当は、4月から120円下がり、4万1430円となる。

○読売新聞2012年度の年金支給額、0.3%引き下げ

◎今後の年金支給額の見通し(単位は円)

	国民年金	厚生年金
11年度	6万5741	23万1648
12年度上半期	6万5541(▲200)	23万940(▲708)
12年度下半期	6万4941(▲800)	22万8823(▲2825)
13年度	6万4400(▲1341)	22万6925(▲4723)
14年度	6万3866(▲1875)	22万5040(▲6608)

※支給額は40年加入などのモデルケース。13、14年度は今後の物価変動分を反映していない。カッコ内は11年度支給額と比較した減額幅

厚生労働省は27日午前、2012年度の公的年金の支給額を11年の物価下落に合わせて、0.3%引き下げると発表した。

国民年金は満額受給(11年度で月6万5741円)の場合で200円減の月6万5541円に、厚生年金は夫婦2人世帯のモデルケース(11年度で月23万1648円)で708円減の月23万940円となる。近く関連政令を改正し、正式に決定する。

年金支給額は前年の消費者物価の変動に合わせて上下させるのが原則で、11年度の0.4%減に続き2年連続での引き下げとなる。

12年度の場合は0.3%の引き下げとは別に、10月からもう一段階の引き下げを同省は目指している。年金支給額は1999～2001年に物価が下落した際に据え置かれ、本来より特例的に2.5%高い状態にある。同省は、この特例水準を12年10月分(12月支給)から3年かけて解消する方針で、実施されれば10月からは0.9%の引き下げが追加される。

(2012年1月27日 読売新聞)

○NHK

年金支給額 0.3%引き下げ 1月27日 11時55分

新年度＝平成24年度の年金の支給額は、去年の消費者物価指数が0.3%下落したことに伴って、0.3%引

き下げられることが決まりました。満額を受け取っている人の基礎年金の場合、月額で今年度より200円減って6万5541円となります。

毎年4月に改定される年金の支給額は、法律で物価の変動に応じて決められることになっています。新年度の支給額については、27日、発表された去年の消費者物価指数が前の年を0.3%下回ったことから、0.3%引き下げられることが決まりました。物価の下落に伴って年金額が引き下げられるのは、今年度に続いて2年連続です。これによって、満額で月額6万5741円が支給されている基礎年金は、200円引き下げられ6万5541円となります。また、厚生年金の場合、夫婦2人の標準的な世帯で、月額23万1648円から708円引き下げられ23万940円となります。これに加えて、政府は過去の特例措置で本来より2.5%高くなっている支給水準を、ことし10月から3年間かけて引き下げる方針で、必要な法案が成立すれば、いずれも月額で、基礎年金が600円、厚生年金が2117円、さらに引き下げられる見通しです。一方、国民年金の保険料も、物価の下落などに伴い月額1万5020円から40円引き下げられ1万4980円になります。

○共同通信

年金12年度にまず0.3%下げ 月200円減



年金手帳

厚生労働省は27日、12年度の年金支給額について、物価下落に伴い0.3%引き下げること正式に決めた。政令を改正し4月分（支払いは6月）から実施する。支給減額は2年連続。

国民年金を満額の6万5741円受給している人は200円減って6万5541円に。夫婦で厚生年金を23万1648円受給している標準的な世帯では708円減の23万940円となる。

10月分からは、本来より支給が2.5%高い「特例水準」解消のため、さらに0.9%減額する方針で、厚労省は近く関連法案を通常国会に提出する。法案が成立すれば、10月分から来年3月分の引き下げ幅は計1.2%に広がる。2012/01/27 11:04 【共同通信】